

## ○特例施設占有者の指定

(第5条第5号)

## 審査基準

令和3年3月26日作成

法令名	遺失物法施行令
根拠条項	第5条第5号
処分の概要	特例施設占有者の指定
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	遺失物法第17条(特例施設占有者に係る提出の免除) 遺失物法施行規則第28条第1項～第3項(申請) 特例施設占有者の指定等に関する規則第2条第1項(指定)
審査基準	1) 遺失物法施行令第5条第5号イ 遺失物法(以下「法」という。)第4条第2項の規定による交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が前各号に掲げる者に準じて多数に上ると認められるとは、当該施設における推定による1か月間の法第4条第2項の規定により交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が遺失物法施行令第5条第1号から第4号までに掲げる者に係る施設における1か月間の法第4条第2項の規定により交付を受け、又は自ら拾得をする物件の平均的な数と同等以上であることをいう。 2) 遺失物法施行令第5条第5号ハ 法第4条第2項の規定による交付を受け、又は自ら拾得をする物件を適切に保管するために必要な施設及び人員を有する者であるとは、物件の滅失、毀損、盗難等を防ぐため、堅固で施錠が可能な保管用の設備を有するなど物件を適切に保管し得る施設を保有し、並びに物件の保管に係る責任者及び保管する物件の多寡に応じて必要と認められる数の専従又は兼務の保管に係る事務の担当者を配置している者であることをいう。
標準処理期間	40日
申請先	施設の所在地を管轄する警察署の会計課又は総務会計課
問い合わせ先	警務部会計課監査室
決裁区分等	岡山県公安委員会